

III 各種視覚検査基準について

目 次

A	船舶職員法による検査基準	13
B	船員法による検査基準	14
C	英国海技試験による検査基準	14
D	米国海技試験による検査基準	15
E	防衛庁の検査基準	16
F	国鉄健康管理基準	17
G	航空法による検査基準	19

A 船舶職員法による検査基準

海技従事者国家試験の視力検査基準

	航 海 士	機 関 士	通 信 士
一般試験 甲種合格	両眼共に0.6以上		
一般試験 乙種合格	1眼0.5以上 他眼0.4以上	1眼0.4以上 他眼0.3以上	両眼共に0.2以上 又は0.1かつ矯正 視力0.7以上
検査方法	5mの距離で万国視力表による。 検査は片眼ずつで、矯正視力を認めない。 通信士の場合の矯正視力の検査は、受験者使用の眼鏡を用 いさせる。		

注) 昭和27年船舶職員法改正点

- a 航海士の合格基準 1眼0.6が0.5と1号下る。
- b 通信士の合格基準 両眼共に0.2以上を0.1かつ矯正視力0.7以上として矯正視力を認める。
- c 更新試験において、一旦航海士として職務に従事して経験が積まれると、多少の身体欠陥は経験によりカバーされるという理由より、左右共1号ずつ乙種合格標準より引き下げ、さらに矯正視力も認めた。
航海士：1眼0.4以上、他眼0.4以上又は0.3かつ矯正視力1.0以上
機関士：1眼0.3以上、他眼0.3以上又は0.2かつ矯正視力1.0以上
ただし、この条文は現行ではなくなった。

海事従業者国家試験の色覚検査基準（甲船長～小型船舶操縦士）

改正年月		大正6年8月	昭和6年6月	昭和27年5月(現行)
規 則		船舶職員法施行規則		
色覚標準	甲種合格	完全なもの		
	乙種合格	紅緑盲でない色弱	紅緑色盲又は青黄色盲でないこと	(イ)色弱は合格
有効期限	甲種合格	一年間有効		
	乙種合格	受験のその回限り		
色覚検査表		小口式仮性同色法 第2版文字色版	ステルリング氏表 (Stilling 氏表)	石原氏総合色盲 検査表
検査実施要領		(イ)第18表 不認-青黄盲 第19表 不認-紫黄緑盲 (ロ)第6.7.8.9.20表 の中2.3種 可認-甲種合格 不認-部分色盲又は色 弱者 (ハ)第2.3.4.5.10.12 表の中2.3種 可認-色弱-乙種合格 不認-紅緑盲-不合格	(イ)第11又は第12表 数字の読み方の会得 (ロ)第1.2.3.4.6.7. 8表 不認-紅緑盲-不合格 第7.8表 読方に多少の誤り-乙種 第5.9.10表 可認-甲種合格 不認-青黄盲-不合格 第5.9表 読方に多少の誤り-乙種	検査表の使用法に従う

(注) 機関士、通信士の色覚検査は行なわれない。

B 船員法による検査標準

1. 視 力

船長、甲板部員及び救命艇手においては、両眼又は単眼で、0.4号、その他の海員においては、両眼又は単眼で矯正視力により0.4号を明視しうること。

但し、船員として、相当の経歴を有し、職務により就業に適すると認められる者は、この限りでない。

2. 下記の色神障害を有する船長、甲板部員及び救命艇手（石原氏色盲検査表又はこれに準ずる表による）

紅緑色盲又は青黄色盲

(注、紅緑色弱、青黄色弱は合格とする)

C 英国海技試験における検査標準

船長、航海士 (Regulation for the examination of Masters and Mates)

1. 視力検査

a 免状の受験者は、受験前に規定の視力検査を受けなければならない。もし視力検査を受ける前に航海や運用の試験を受ける必要が生じ、その後視力検査に不合格となるならば、その試験は無効となる。

視力の合格証明書は、3カ月間有効である。

b 視力の検査は各海運局において、土、日曜日を除き、1週間に1回9.30より12.30の間に行なっている。

c 視力検査には、文字板による検査と、ラ

ンタンによる色盲検査とを行なう。

検査には眼鏡、コンタクトレンズ、その他ガラス製品を使用してはならない。

d 文字板検査 (Snellen 氏視力表)

(1) 合格基準

特別の場合を除き、16 ft (4.9m) の距離から 0.6 の文字を 6 字のうち 5 字

1.0 の文字を、7 字のうち 4 字を正確に読まなければならない。

(2) 検査の方法

日光の代りに電気の照明を使用する。適当な暗室に検査用の文字板が 5~6 ft の高さに掛けられ、40W の電球 2 枚を水平に置いて、文字板を直接照射するようにする。

(3) 特 例

1914年1月1日以前に免状を取得している者が受験する場合には、1眼づつまたは両眼で 0.5 の文字を 5 字のうち 3 字を正確に読みとれば、この検査に合格する。(1964年)

e 色盲検査 (ランタンテスト)

(1) この検査には、特殊なランタン(灯火)と鏡が用意される。検査は日光が入らないように暗くした室内で行なわれる。

ランタンは、前面から鏡まで正確に 10 ft となるように置き、鏡に反射したランタンの光が、ランタンの左側から受験者に明瞭に見えるようにする。

(2) 色盲検査を行なったとき、最初から間違えるような受験者は、15分間以上暗室に入れ、その後改めて検査を行なう。

(3) 検査用のランタンは、大きな光が 1 個、小さな光が 2 個見えるようになっており、赤白緑の三色ガラスが 12 枚取り付けられている。

検査の始めに、大きな光の穴から各色を示し、

その穴から見える色の名称を答えさせる。

(この際、白灯は真の白色でないことをよく注意しておく)

もし受験者がある灯光を間違えて「赤灯」と答えるときはすぐあとに赤灯を示し、両方の色の識別を行なわせる。大きな灯色を一通り終わったら、次は 2 個の小さな穴から見える灯色を答えさせる。

f 合 否

(1) 何れも間違わずに各検査に合格すると、検査官から合格証が渡される。

(2) 文字板検査では、4 回まで検査を許されることがある。

(3) 検査に不合格になると、不合格になった書面が発行され、3 カ月以上経過してから、再検査を受けることができる。

D 米國海技試験における検査標準

1. 船長、航海士またはパイロットの免状の受験者は、眼鏡の有無にかかわらず、1 眼は 1.0 以上、他眼は 0.5 以上でなければならない。

眼鏡の使用者は眼鏡を使用しないで、1 眼は 0.5 以上、他眼は 0.3 以上でなければならない。

弁色力は Stillings 方式により、検査する。この方式の検査に合格しない者でも Williams のランタンテストに合格するものは適格とみなす。

2. 機関長または機関士の免状をはじめて受験するものは赤、青、緑、黄の識別の検査を行なう。

3. 機関長または機関士の免状をはじめて受験するものは、眼鏡の有無にかかわらず、1 眼は 0.6 以上、他眼は 0.4 以上でなければならない。

眼鏡の使用者は眼鏡を使用しないで、1眼は0.4以上、他眼は0.3以上でなければならない。

4. 必要と認められる視力、聴力あるいは全般的身体の状態を有しない受験者に対して、試験官が保健局の医官と協議の上、特別の考慮を行なっても差支えないという所見を下すならば、コーストガード長官に例外を認めるように意見を具申することができる。

5. 免状の更新時の検査

(a) 弁色力の検査 検査は最初の受験のと

きと同様に行なわれる。

(b) 船長、航海士、パイロットは保健局の「弁色力に異状がない」ことの証明書を提出しなければ免状の更新は行なわれない。

ただし、機関士の免状の更新には弁色力の検査を行なわない。

(c) 船長、航海士、パイロットの免状の更新の際「色盲」であるときは、免状に「昼間の勤務に限る」と制限して免状を発行することができる。

E 防衛庁の検査基準

	一般自衛官合格基準	三士合格基準	婦人自衛官合格基準	学 生
視 力	(合格基準) 両眼の裸眼視力が0.6以上または両眼の裸眼視力が0.1以上で、矯正視力が0.8以上であるもの (優良判定基準) 両眼とも裸眼視力1.0以上	両側とも裸眼1.0以上	両側とも裸眼視力0.6以上、又は裸眼視力0.1、矯正視力0.8以上	○陸上自衛官となるべき学生 両側とも裸眼視力0.8以上、または裸眼視力0.6以上で矯正視力1.0以上(矯正は-1.5ジオプトリ以下のレンズによる) ○海上自衛官または航空自衛官となるべき学生 両側とも裸眼視力1.0以上
色 神	(合格基準) 正常なもの、軽度の色弱で隊務に支障がないもの (優良判定基準) 正常なもの	正常なるもの	正常なるもの	正常なるもの

(注) 色覚検査は石原氏色盲検査表(16枚綴)を使用している。

航空機操縦員合格基準

1. 視 力

遠距離視力：両側裸眼で1.0以上

近距離視力：両側裸眼で1.0以上

2. 斜 位

内斜位 10プリズムジオメトリ以下

外斜位 5 // 以下

上斜位 1 // 以下

3. 遮蔽検査

斜視を認めないもの

4. 幅輦近点

85mm 以下（角膜頂点を結ぶ線からの距離）

5. 調節力

年齢別に次表の数値以上の調節があるもの

年 令	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
ジオプトリ	7.8	7.6	7.4	7.2	7.0	6.9	6.7	6.6	6.3	6.1	5.9	5.7	5.5	5.2
年 令					31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
ジオプトリ					5.0	4.8	4.6	4.3	4.0	3.8	3.5	3.2	3.0	

〔備考〕 近点距離は角膜頂点からの距離とする。

6. 色 神

正常なもの

7. 深 径 覚

イ) Verhoff 深径覚計で第1回の8回試行に誤りがないか、又は第2、第3回の各回試行とも誤りないもの。

ロ) Houard-Dalman 深径覚計で5回試行平均差 30mm 以内。

8. 視 野

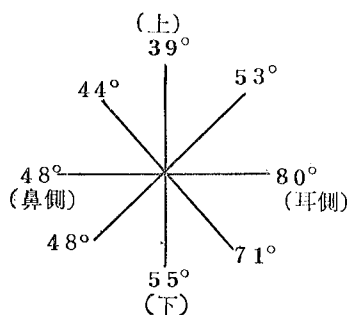
ペリメータで下図の範囲以上の視野を有し、且つ病的暗点のないもの。

9. 夜間視力

夜間視力十分なもの。

10. 赤レンズ検査

赤レンズ検査により、6方向につき検査し、眼から 76cm の距離で中心から半径 50cm 以内に複視または陰蔽を生じないもの。



F 国鉄健康管理基準

（船舶職員法の適用を受ける職員は除く）

1. 視力及び疾患

標準の第1採用時健康診断検査法に定める方法により、視力及び疾患について検査する。

視力についての改正の中心点は、眼鏡装用者に対し、国鉄ではほぼ全職種について門戸を開放した点である。

すなわち、従来の日本国有鉄道要員は、体位標準並びに健康診断検査規程（昭和20年3月達第190号）によれば、第1類、第2類及び第4類の該当する職種に新たに採用する場合の視力については、矯正視力によることができなかったのであるが、近年我国の青少年の近視の増加は甚しく、その結果優秀な人材の確保にも影響を及ぼすようになってきている。そこで過去2年間にわたる医学的調査研究により、矯正視力の一定基準以上を確保した者については、眼鏡装用者でも採用できるよう改正したのである。しかし、運転関係従事員を採用する場合は医学適性検査視器判定基準（別表第2）を適用する。また構内作業掛（主として本社指定組立駅）は、その作業内容と、雨雪時の天候等を考えると眼鏡装用者でないことが望ましいので、新規採用時には、その点を充分考慮すべきである。（標

準の第3採用時適職標準表(II)参照)

なお、眼鏡採用者は必ず眼鏡をかけて作業すべきであり、特に裸眼視力の悪いものは、破損、紛失等を考えて常に予備眼鏡を携帯するよう心掛けるべきである。

2. 色 覚

色覚については、職員採用合格基準（別表第1）には定められていない。しかし運転関係従事員を採用する場合は、医学適性検査視器判定基準（別表第2）を適用することとなるので、

別表第 1. 職員採用合格基準のうち視器

検査項目		合 格 基 準
視 器	視 力	1) 各眼裸眼視力 0.5 以上のもの又は1眼 0.7 以上、他眼 0.2 以上のもの 2) 常用眼鏡による矯正視力が各眼 0.7 以上のもの又は1眼 1.0 以上、他眼 0.5 以上のもの
	疾 病	機能障害を伴う眼疾患のないもの

別表第 2. 医学適性検査視器判定基準

職 名 検査項目	機関助手見習 電気機関助手見習 電車運転士見習（機関助手、電気機関助手又は電車運転助手を経験したものの《以下〔助手経験者〕という》を除く） 電車運転助手（登用時） 気動車運転士見習（助手経験者を除く）	機関士及び同見習 機関助手 電気機関士及び同見習 電気機関助手 電車運転士 電車運転士見習（助手経験者に限る） 電車運転助手（年次） 気動車運転士 気動車運転士見習（助手経験者に限る） 新幹線の列車指令業務を行なう者	左に掲げる者以外のもの
	視 力	1) 各眼裸眼視力 1.0 以上のもの 2) 各眼裸眼視力 0.5 以上で、常用眼鏡による矯正視力が各眼 1.0 以上のもの	
色 覚	異常のないもの		
視 野	狭さく又は欠損のないもの		
光 覚	減退していないもの		
疾 患	機能障害を伴う眼疾患のないもの		
斜 視	斜視でないもの		
斜 位	著しくないもの		

〔備考〕 視力の検査項目の判定基準のうち、コンタクトレンズの装着による矯正は認めないものとする

標準の第3採用時適職標準表(II)

特定項目	対象業務
眼鏡着用者でないこと	本社指定組立駅等に従事する構内作業掛
色覚異常者でないこと	1) 運転関係職に登用される階梯職(乗客掛を含む) 2) 船舶関係従事員(陸上勤務者を除く) 3) 作業内容が特に色別を必要とする業務
身長が180cm以上の者でないこと	動力車乗務員の階梯職

色覚異常者は運転関係職にはなれない。また運転関係以外でも、その職務内容により、弁色力を必要とする作業に従事する場合は、正常な業務の遂行に支障があると考えられるので、標準の第3採用時適職標準表(II)に掲げた職種に採用することは望ましくない。

以上の点から、採用時健康診断においても色覚の検査の必要があり、その検査方法について

は、標準の第1採用時健康診断検査法による。

G 航空法による検査基準

航空法施行規則第62条で定める検査基準は容易に赤、緑、黄、青、白の信号の光を識別する能力を有すること(軽微な色弱であってもよい)の外、視力については次項の表のとおりである。

資格	基準	資格	基準
定期運送用操縦士	第一	二等航空士	第三
上級事業用操縦士	第一	航空機関士	第二
事業用操縦士	第一	一等航空通信士	第二
自家操縦士	第三	二等航空通信士	第三
一等航空士	第二	三等航空通信士	第三

<基準>

第一：各裸眼0.7以上のこと、ただし一方の眼または両眼が0.3以上の場合は、眼鏡により1.0以上

(矯正眼鏡使用の条件)

第二：各裸眼0.5以上のこと、ただし一方の眼または両眼が0.1以上の場合は、眼鏡により0.7以上

(矯正眼鏡使用の条件) 最初の免許の場合0.2で眼鏡により1.0以上、予備眼鏡

携帯のこと。

第三：各裸眼0.1以上のこと、ただし一方の眼または両眼が0.1以上の場合は、眼鏡により0.7以上

(矯正眼鏡使用の条件)

(神田寛、本研究は1969年海難防止協会委託研究費によるものである。)

一海技従事者の視力に関する研究—中間報告書に所載